

令和5年度 第5回 新潟市水道事業経営審議会 会議録

●日時：令和5年11月14日（火） 午前9時30分～午前10時50分

●会場：新潟市水道局 水道研修センター

●委員の出席状況：

（出席委員）佐伯委員、山下委員、内山委員、小倉委員 唐橋委員 澤栗委員、
廣井委員、宮田委員 山田（健）委員 山田（玲）委員

●傍聴：0名

<p>（事務局）</p>	<p>おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和5年度第5回新潟市水道事業経営審議会を開会いたします。</p> <p>当審議会の会議は、審議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しなければ開催することができないとされています。本日は、すべての委員の皆様にご出席いただき、有効に開催できることをご報告いたします。</p> <p>なお、宮田委員は本日、リモートでの出席となっています。宮田委員、音声のほうは明瞭に届いていますでしょうか。</p>
<p>（宮田委員）</p>	<p>聞こえております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>（事務局）</p>	<p>よろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>音声を確実に届け、円滑にご審議いただくため、マイクのご使用をお願いします。</p> <p>なお、この会議は公開会議としています。また、会議の議事録は委員のお名前を含め、公開する予定となっています。そのため、議事の内容について録音させていただきますことを予めご了承くださいようお願いします。</p> <p>続きまして、委員の就任について報告します。令和5年9月30日に任期満了となりました第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社、唐橋浩輔様、新潟市消費者協会、山田玲子様におかれましては、引き続き令和7年9月30日までの間、委員に就任いただくことになりました。</p> <p>会議に先立ち、別室にて、水道事業管理者より委嘱状を交付させていただきましたことをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の「令和5年度第5回水道事業経営審議会配付資料一覧」をご覧ください。配付資料一覧の下に、本日の次第、座席表、資料1-1「第4回経営審議会討議結果」、資料1-2「給水収益の見直し及び令和5年度決算見込み等を反映した資金残高」、資料1-3「料金改定規模（平均改定率）（案）」、資料1-4「水道料金算定要領に基づく試算結果」、資料1-5「次回検討概要」、「討議用メモ」、資料2「次期マスタープラン骨子案」、</p>

	<p>決算関係資料（第4回決算報告追加資料）以上でございますが、配付資料に不足がある方、または事前郵送資料をお持ちでない方はいらっしゃいますか。</p> <p>不足等ないようですので、これより議事に入ります。</p> <p>佐伯会長は、ここからの議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
<p>（佐伯会長）</p>	<p>それでは、これより議事に移ります。前回の審議会に続き、料金改定の検討を行います。はじめに事務局より前回審議会の審議内容について確認をお願いします。</p>
<p>（経営管理課長）</p>	<p>おはようございます。経営管理課の渡辺です。よろしくお願いいたします。</p> <p>お配りしております資料1-1「今後の水道料金の改定について」討議結果ということで、先回10月13日に開催させていただきました、令和5年度第4回の審議会の内容を確認させていただきます。資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>料金改定の必要性につきましては、令和6年度中の改定が必要ということでまとめていただきました。</p> <p>次の、確保すべき資金残高の限度ということで、最低資金残高は25億円を基本とすると。ただし、そのほかのパターンについても検討ということで、ご意見をいただきました。</p> <p>企業債の考え方については、長期的には縮減の方向にということで確認いただいております。</p> <p>料金改定時期、令和6年10月です。</p> <p>料金算定期間につきましては、令和6年10月から令和10年3月の3.5年を基本とし、さらに長期のパターンについても検討したいということでご意見をいただいております。</p> <p>最後に、料金体系ですけれども、現行の料金体系を継続ということでまとめていただきました。ただし20ミリについては今後、要検討ということで、ご意見をいただいております。</p> <p>資金残高25億円、あとは料金算定期間3.5年に関しましては別のパターンというご意見がありましたけれども、この件につきましては、このあとの資料で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>（佐伯会長）</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ありますか。よろしいでしょうか。前回の確認ということですので、よろしいですね。</p> <p>ないようですので、続きまして事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>（経営管理課長）</p>	<p>続きまして、資料1-2をご覧ください。「給水収益の見直し及び令和5年度決算見込等を反映した資金残高」ということで、資料をまとめさせていただいております。</p> <p>まず、1「給水収益の見直しについて」です。先回の経営審議会でも説明させていただいておりました給水収益の今後の見込み値につきましては、これまでの実績が</p>

	<p>ら簡易的に基本料金・従量料金それぞれの全体の平均単価というものを算出しまして、今後の世帯数と有収水量の変動予測値に乗じて算出していました。</p> <p>このたび、この予測値の精度をあげるため、水道メーターの口径別、また水量ランク別に水量と世帯数を分解して予測を行いました。</p> <p>その結果、下の表に示されたとおり、各年の給水収益予測値が若干増加し、結果として、減少幅が若干緩やかになりました。</p> <p>続きまして、裏面をご覧ください。2「資金残高の状況」です。ページの上段には、先回の審議会において示した資金残高の状況を記載しています。</p> <p>現在、経営管理課では令和6年度の予算編成を行っているところですが、その過程におきまして、令和5年度、今年度の決算見込みというものを作成しています。この決算見込みと令和6年度予算要求の内容、そして先ほど説明しました給水収益の見直しですとか、企業債の借入利率が増加したということもありましたので、こういったものを反映して、現段階で判明している財政上の影響を考慮して資金残高の予測を修正させていただきました。</p> <p>その内容が、下段の表です。黄色く囲んでいる部分が修正部分となります。2行目の純損益の令和5年度は、先ほど説明しました給水収益の見直し、そのほか電力価格の高騰を想定しておりましたけれども、当初想定よりも若干下回っているということがありました。この動力費の減などを検討しまして、3.4億円の純利益を確保できるという見込みとなりました。</p> <p>資金残高は、前回の見込み値よりも各年3億円から4億円ほど好転しているという状況です。ただし、令和7年度の資金ショートというものは変わらないという状況になっています。</p> <p>このあと説明します、料金改定規模の資料につきましては、この資金残高見直しの数値を基に積算しているというものでございます。前回資料の訂正、修正ということで報告させていただきます。よろしく申し上げます。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>ただいまのご説明について、ご質問等ありませんか。</p>
<p>(唐橋委員)</p>	<p>前回、確認されているのかもしれませんが、修正後のところで、資金残高の減少が令和6年、令和7年以降、金額的には大きくなる理由として、収益が悪化していくことの他に、起債が減っていくという面の影響もあるのでしょうか。</p>
<p>(経営管理課長)</p>	<p>起債につきましては、資本的支出の関係費用の45パーセントということで固定しておきまして、それに基づいて積算しているものです。</p> <p>投資そのものが若干増えているという部分がありますので、それに応じて企業債の部分も増えているというところがあります。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>ほかに、いかがですか。</p>

では次に進みたいと思います。引き続き、事務局からご説明をお願いします。

(経営管理課長)

資料1-3をご覧ください。料金改定規模の案となります。本日、この資料の内容についてご審議いただくという形になります。よろしくをお願いします。

まず、1「改定率別の純利益・資金残高の推移」となります。令和6年10月の料金改定を前提にしまして、改定率を27パーセントから32パーセントまでの6パターンで整理しました。

上の表「純利益」では、先ほど説明しました資料1-2では令和6年度以降、赤字の純損失となっているものですが、この料金改定により黒字となっています。ですが、27パーセントから28パーセントの改定では、令和16年度以降、赤字の純損失ということになっています。

下の表「資金残高」をご覧ください。青色で囲んでいる部分は「資金残高」が25億円以上確保できる範囲を示しています。黄色い部分は25億円を下回り、赤い部分は資金不足が発生することを示しています。

前回提案させていただきました、料金算定期間3.5年となる令和9年度まで資金残高25億円を確保できる改定率は29パーセント以上となります。

また、先回ご依頼のありました資金残高25億円以外、また料金算定期間3.5年以外のパターンということでお話もありましたが、この表を見ていただくと確認できると思います。

裏面をご覧ください。2「次回改定率の算定」です。令和6年10月に料金改定を実施し、3年半後の令和10年4月に次の料金改定を実施すると想定した場合、この次回の改定率と資金残高がどのように変化するかというものを示したものです。

次回の料金算定期間を4年、資金残高を25億円と設定して計算しています。今回、令和6年10月に29パーセントの改定を行った場合、令和10年4月には、さらに1.5パーセントの改定を行わないと、その後の4年間の資金残高を確保できません。

今回、令和6年10月に30パーセント以上の改定を行った場合、令和10年4月には改定を行わなくても、その後の4年間の資金を確保できるというものです。表の一番右端に令和10年4月改定後の現行料金に対する比率を表記しています。

3「改定後の家庭用料金」では、これまで説明しました各改定率によって口径13ミリ、使用水量20立方メートルでの1か月の料金がどの程度増加するかをあらわしています。

29パーセントの改定の場合、現行2,497円が723円増加し3,220円となります。また、その後、令和10年4月に1.5パーセントの改定を行った場合3,269円となり、現行料金よりも772円高くなります。

ただし、ここで示している数値につきましては、現行料金に単純に改定率を乗じて得た額となっています。次回の審議会でご検討いただきます、料金表の単価設定によって、この値は変動してきますので、あくまでも参考値ということでご確認いただければと思います。

	<p>最後に、次のページ4「給水収益と企業債残高の推移」をご覧ください。先回の会議において、新潟市は、給水収益に対する企業債残高の割合が政令市の中でも高い状況にあると説明させていただきました。</p> <p>今回、仮に29パーセントの改定を行った場合の給水収益に対する企業債残高の割合を上記の薄茶色の折れ線グラフであらわしています。残念ながら、令和3年度の政令市平均であります279パーセントまでは届きませんが、今後、400パーセント台まで上昇するとなっていたものが300パーセント台まで縮小することができます。</p> <p>資料の説明は以上となりますが、水道局といたしましては、料金算定期間3.5年で資金残高25億円を確保できるという中で、改定率が一番低い29パーセントを提案させていただきたいと思っています。</p> <p>配付させていただきました「討議用メモ」を使いながらご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご説明について、討議前に質問しておきたいことは何かありますか。</p>
(内山委員)	<p>令和10年4月のパターン3の改定率1.5パーセントというのは、どこに対して1.5パーセントなのか。現行の1.5パーセントなのか、29パーセント改定したあとに対しての1.5パーセントなのか、それをどちらなのか教えていただけますか。</p>
(経営管理課長)	<p>令和6年10月の改定後、さらに1.5パーセントということになります。</p>
(内山委員)	<p>改定後、さらに1.5パーセント。分かりました。ありがとうございます。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかに、いかがでしょうか。</p>
(経営管理課長)	<p>今の説明の補足ですけれども、1ページ目の裏面の次回改定率の算定の表の真ん中くらいに、今の1.5があります。一番右のところにパターン3の29パーセントだと、現行料金に対して130.9パーセント、その下、4、5、6は現行料金に対して30パーセント、31パーセント、32パーセントですけれども、それが次の改定をしないので、そのまま継続されてということです。</p>
(宮田委員)	<p>日本水道協会の宮田です。前回欠席しておりましたが、資料は拝読しております。29パーセントという改定率は非常に高いと思うのですが、今、全国的にも新潟市さん同様に料金改定を検討、実施する水道事業者が増えております。なお、新潟市さんの場合は資料を見る限り、必要最低限の資金を確保するための改定率と感じております。後ほど、事務局より説明があると思うのですが、日本水道協会で、水道料金算定要領という報告書を発刊しております。これは、水道料金を算定する際の</p>

	<p>理論書なのですけれども、この算定要領に基づき算定しますと、更に高い改定率になることが見込まれます。新潟市では多分、経営効率化等の努力により、この 29 パーセントという改定率で抑えてやっていこうということだと思います。しかしながら、非常に厳しい数字ではありますので、次回以降の料金表の組み立てに際しては、例えば、一般市民の方等少量使用者への配慮や、とはいえ、大口需要者へ過度な負担がないような形で組み立てをしていただくことが重要かと思えます。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>すみません、私から質問なのですが、その水道料金の手引きに従うと、どれくらい上がるという計算になるのですか。</p>
(宮田委員)	<p>次の資料、1-4の上段に書いてありますけれども、資産維持率というものがございまして、これが水道料金算定要領によりますと、3パーセントという数字を標準として使用しております。ですから、新潟市の0.93%という資産維持率は使用者負担を最小限に抑えるよう、設定した率と感じています。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。分かりました。</p> <p>ほかに、いかがでしょうか。</p>
(経営管理課長)	<p>今ほどの事について、宮田委員のお話にもありました算定要領という本があるのです。算定要領とその手引きというものもありまして、これに計算の仕方が細かく載っています。これに基づいて計算したものが次に説明しようと思っていた資料1-4なのですけれども、今ほど宮田委員が言われた、資産維持率、今回、私どもとしては0.93パーセント提案させてもらっています。先ほど説明ありました、資産維持率3パーセントというのがマニュアル上には載っているのですけれども、仮に3パーセントで試算した場合、改定率が53.2パーセントになります。1.5倍になるという形になります。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかに、いかがでしょうか。</p>
(内山委員)	<p>今のお話の流れで、マニュアルだと資産維持率3パーセントで、新潟市としては0.93パーセントでいくということなのですけれども、それはそこまで維持率を下げてしまって影響はないというか、デメリットみたいなところはないのですか。</p>
(経営管理課長)	<p>この資産維持率で計算されるものが資産維持費という形になるのですけれども、将来の施設の設備投資ですとか、そういったものための資金を確保するための料金なのです。先回の審議会の中で説明しましたがけれども、例えば今年、何かの施設</p>

	<p>を作りました。減価償却費という形で年々積み立てをして、次の更新に向かっての財源を確保するのですけれども、水道施設としても40年、50年、長いときは100年というスパンでの更新になりますので、そのときには物価も当然上昇しているだろう。同じ機能のものをまた設備をしようとしても減価償却費等で貯めたお金だけでは足りなくなります。この分を確保するというのが、この資産維持費の試算になります。それを計算していくものなのですけれども、この0.93というのは正直な話、これからの投資を考えていくものを財政上、決めていきますので、これからの投資が必要な部分の資金を確保するという事で計算すると、この0.93で落ち着くというふうな形になっています。なので、この資産維持率を上げて、資金をもっと回収すれば、もっと投資をすることができるというのは正直あります。</p>
(内山委員)	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかに、いかがでしょうか。</p>
(唐橋委員)	<p>今の0.93パーセントは何に対しての0.93パーセントになりますか。</p>
(経営管理課長)	<p>資産維持率とは、土地などを除く減価償却対象資産の料金算定期間期首及び期末の平均額に対する割合です。計画している施設更新・整備に必要な財源から算出しています。</p>
(唐橋委員)	<p>減価償却費の何年間かの平均値を、更にこの算定期間に積み立てていくようなイメージですか。</p>
(経営管理課長)	<p>そうです。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかに、いかがですか。</p> <p>確認をしておきたいのですが、要するに、この試算をさせていただいていますけれども、それにはいろいろな前提と仮定が必要ですね。例えば、資料1-3の最初のところを見ると、現在の現状ペースの投資を継続してとか、そういうことが前提なわけですね。これは変えられないと。この審議会で、そこを変えろとか、そういう話ではないのですよね。少し議論の前提をはっきりしておかないと、どこまでも話が広がるような気がするしということで、何を変えてよくて、何が変わらないか。</p> <p>それから、必ず料金改定の結果として守らなければいけないのは、資金残高25億円のところなのか、何が守らなければいけなくて、何は外れてもというか、外れるかどうか分からないのですけれども、多少ずれても構わないというのは、どういう仕分けになるのですか。</p>

(経営管理課長)	<p>まず、投資の規模につきましては、現状、こちらで考えているベースというのを基本に考えていただければと思います。それを縮小するということになりますと、施設の更新ができなくなりますから、老朽化施設が増えてきて、漏水ですとか、施設の事故が増えるという懸念がどんどん増加していきます。</p> <p>現状でも、なかなか更新が追いついていないという状況がありますので、最低限、今の更新ペースというのは確保したいというものがあります。</p>
(佐伯会長)	<p>逆に、もっと早くやれば、みたいな話というのはありうるのですか。</p>
(経営管理課長)	<p>資金を確保すれば、その分で、さらに更新のペースをあげるというのはありますが、それにしても職員だけではなくて業者関係のマンパワー的な限界もあるので、この審議会の中では、こちらで考えています投資のペースで考えていただければと思っています。</p> <p>あとは資金残高 25 億円、これは先回の会議でもありましたけれども、25 億円がギリギリですので、25 億円を下回るというのは、さすがに無理だと思っています。ですので、それを上回る資金を確保する、例えば資料 1－3 の最初のページの 30 パーセントというところを見ていただくと、令和 9 年度には 31 億円規模の資金残高を確保できます。30 億円というのを一つ基準にしてもいいのではないかというご意見があれば、それはそれでもいいのかなと思っています。</p> <p>もう一つが、料金算定期間ですが、これも 3.5 年ということで先回ご確認いただいておりますけれども、もう少し長いものもというご意見がありましたので、そういった意味で、資料 1－3 の下の表を見て、4.5 年、5.5 年というものもありますので、この中で審議会の皆様の中で適当だというご意見のものを選択していただければと思っています。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。ほかに、いかがですか。</p> <p>前回も私、質問させていただいたのですが、収支の予測というのはあくまでも予測で、世の中の状況が変われば、いくらでも変わりますよね。倍、半分とか、そんなことはないと思いますけれども、そこはもうしょうがないのですよね。少しバッファを設けて安全を見ておくとか、そういうことは考えないのですね。</p>
(経営管理課長)	<p>今、ベースになっている財政収支予測の中に、全てではないのですが、部分的に変動の大きいものについては物価上昇率を若干含んで積算している部分があります。それがいわゆるバッファのような形になるかなとは思っています。</p>
(佐伯会長)	<p>では、それはもうある程度は考慮されていると。</p>

(経営管理課長)	はい。
(佐伯会長)	分かりました。 ほかに、いかがでしょうか。
(内山委員)	<p>令和6年10月の改定で、一番改定率が低く抑えられるのが29パーセントということで、それだと3.5年経ったとき、令和10年4月になったときに25億円を割るので、1.5パーセント改定しますと。それだと現行料金に対して130.9パーセントになります。同じ水準を確保するのであれば、今回の改定率30パーセントにしても同じ時期まで同程度の水準で確保できるかなと思うのです。最終的に、令和10年4月のことを考えたときに比べたら、今回30パーセント改定するほうが改定率としては低くなると。今回で比べれば29パーセントと30パーセントだから、29パーセントのほうが低いけれども、3.5年を考えたときに、そのタイミングで比べれば、今回30パーセントに上げておくほうが低く抑えられると思うのです。そこはどう考えられますかというか、なるべく改定率を下げたいという意向であれば、今回30パーセントに上げるほうが長い目で見たときに低くなるのかなと思って。一時的に上げる率を上げ過ぎないほうが影響は少ないというのは分かるのですけれども、長い目で見たときに、結局、今後それこそ100年とかという水準で水道を守っていかなければならないことを考えたときに、もう少し長い目で考えてもいいのかなと思ったのですけれども、あくまでも今回はなるべく低く抑えたいというのが水道局さんとしての意向というところではいいのでしょうか。</p>
(経営管理課長)	<p>やはり料金改定の議論、最終的には議会での条例可決になります。そういったことを考えると、改定率が低いほうが通りやすいというものもありますので、29パーセントということで提案させていただいています。ただ、おっしゃるとおり先を、8年間というサイクルで見れば、今回30パーセント上げたほうが、その先の4年間も考えたときに良いというのは当然のご意見だと思います。逆に言うと、その辺を審議会の皆様の中でご議論いただいて、こちらがいいのではないかと提案をいただければと思っています。</p>
(内山委員)	分かりました。ありがとうございます。
(佐伯会長)	<p>もう一つ確認しておきたいのですが、条例で改定を決めたときに、次回の改定を明示するとか、そういう方法はあるのですか。見込みとしての話はあるのでしょうか、条例の中に期限を切って、ここでまた次というようなことはするのですか、しないのですか。</p>

(経営管理課長)	<p>やり方として、そういう方法もあります。今回の条例改正で令和6年10月、何パーセント、次回令和10年4月、何パーセントというものを指定してしまうというやり方もあります。ただそれをすると、今、経済の状況はいろいろ変動していますので、令和10年4月の分を今から約束するというのがどうなのかなということがありますので、今現在、私ども考えているのは、とりあえず来年の改定だけということ考えています。</p>
(佐伯会長)	<p>分かりました。ありがとうございました。 ほかに、いかがですか。</p>
(山田(玲)委員)	<p>先回欠席で、分からないので教えていただきたいのですが、料金を改定するときに、どのような順序を踏んで改定となるのでしょうか。少し教えていただきたいと思います。</p>
(経営管理課長)	<p>この審議会でご議論いただいて答申をいただきます。基本的に答申を優先して条例を作っていくかと思っておりますけれども、水道局側、また市長等の意見を聞きながら条例制定ということになりますので、その辺で若干のブレは出るかもしれません。ただ、審議会の皆様の答申というものを優先に考えていきたい。次に条例を作って、予定としましては来年の2月議会、具体的には3月の後半になりますけれども、そこで議案を審議いただいて条例可決ということで令和6年10月の改定を目指すというような手順で考えています。</p>
(山田(玲)委員)	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかに、いかがですか。</p>
(山田(健)委員)	<p>今回29パーセントの値上げ改定を実施した場合、令和10年4月に2回目の改定が予定されていますけれども、3年半後がどういう経済情勢になっているかですか、人口減少がどのように進むかというのは現時点ではなかなか分からないので、仮に30パーセントの改定率で値上げしたとしても、やはり令和10年4月に改定が必要なケースというのも考えられます。そういった意味では、今現在で考えられる一番低い改定率29%で実施するのが、今のところはよろしいのではないかと思います。</p>
(佐伯会長)	<p>それでは、もう実質、討議に入ったような感じになっていますので、討議をするうえでの前提として質問があればお受けしますけれども、なければ、もう討議に入りましょうか。</p>

	<p>では、討議に入りたいと思います。ということで、討議用のメモを見ていただきますと、料金算定期間 3.5 年、それから資金残高が 25 億円、それから改定率 29 パーセント。この三つについて討議をすることになるかと思うのですが、多分これは個々にやっても意味がなくて、連動しているので、どういうふうにしましょうか。とりあえずご意見を自由にいただきましょうか。前提としては、更新投資ペースは現状維持だということで、多分、早ければ早いほど有利にはなるのでしようけれども、業者が増えないとか、そういう話をしましたので、ここはもうやむをえないのかなということで、それを念頭に置いたうえで少し皆さんのご意見をいただきたいと思います。</p> <p>今、山田委員からは、いろいろ将来の不確定の状況を考えると、先のことで改定率 30 パーセントというのもありうるかもしれないけれども、現状、一番小さな改定率で済む 29 パーセント、要するに事務局案どおりでよろしいというご意見だったと思いますけれども、ということで、ほかにご意見を自由に言っていただければよろしいかと思えますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>(山下副会長)</p>	<p>資料 1 - 4 の右側の固定費と変動費の比率が注目すべきところです。固定費と変動費を論じる場合、何に対するものであるかが重要であり、ここでは需要家の数に対するものと水道の使用量に対するものの二つがあるのですが、後者で考えますと、需要家費も含めた固定費が 93.3 パーセント、変動費がわずか 6.7 パーセントになります。ところが水道料金を同様の設定にすると、例えば家庭の基本料金が 93.3 パーセント、従量料金が 6.7 パーセントとなり現実的ではありません。すなわち、固定費を変動収益で回収するモデルになっていますが、これは実に不安定で、予想外に水道使用量が減るとたちまち赤字になってしまいます。</p> <p>そうしますと、資金残高を確保できるかもかなり予測が難しいですし、改定率を 29 パーセントにしても 30 パーセントにしてもそれ以上にしても、令和 10 年の辺りで資金残高を確保できない状況もありえます。水道使用量に対して資金残高の振れ幅が大きいという特徴があります。</p> <p>したがって、事務局案の短めの算定期間にしておいて、令和 10 年の改定率をそのときの経済状況を見て決めるという案は、将来の変化に対応するうえでも有効であると思います。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>ありがとうございました。改定時期は短くしたほうがというご意見だったと思います。</p> <p>ほかに、いかがですか。改定のための動力といたしますか、毎年やると大変だと思いますけれども、3.5 年というのは事務局のご負担としては、どうなのですか。こんなものかなという感じですか。</p>
<p>(経営管理課長)</p>	<p>やはり改定するにあたって、またこの審議会でご審議いただくので、前回、今回</p>

	<p>のような資料づくり、将来予測等も含めて、そういったものの準備が必要になりますし、今後については先ほども言いましたように、条例改正があります。通常の事務に比べれば、かなり負担が大きいのかなと思います。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>そうですね。やむをえないということですかね。</p> <p>ということで、短いほうがという話もありますが、一方で、やはり 30 パーセントにすると、本当にこうなるかどうかは別としても、何年間か料金改定せずに済むという試算も出ていまして、それから現行料金に対して 29 パーセントで、さらに 1.5 上げるよりも小さいという試算も出ていますけれども、こちら辺に対していかがですか。</p>
<p>(内山委員)</p>	<p>私は 29 パーセントだと、やはりギリギリすぎるのかなというのがある。なるべくギリギリに抑えたいという水道局の意向もあるし、議会だとギリギリなラインのほうが良いみたいな話が出るのかもしれないけれども、今後の安定的な経営運営等を考えたときに、30 パーセントのほうが試算で見ると限りと長期的に安定が望める。その 1 パーセントの違いでだいぶ違うのかなと思ったときに、安定性を取るのであれば、私は今回、思い切って 30 パーセントにして、先ほどお話があったように、たとえば 30 パーセントにしたとしても、今後の情勢等によっては近い将来、また改定しなければならぬという可能性は出てくるかもしれないけれども、安全をとって 30 パーセントでもいいのかなと思います。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>ありがとうございます。なかなか未来が正確に見通せないのが難しいところですが、</p> <p>ほかに、ご意見いかがでしょうか。</p>
<p>(唐橋委員)</p>	<p>逆に私は、3.5 年というのも結構長いかなと思います。今、人件費も非常に上がっていて、また上がりそうだとか、物価の上昇も少し落ち着いたようではありますが、まだ分からないという状況の中で、例えば企業を経営するという立場から見ると、できれば収益の確保を優先して、上昇率を高く設定したいなというのも一つの考え方ですが、当然、お客さまとの取引条件が変わることになると、やはり利用者にも納得していただけるということも重要になってくると思っています。</p> <p>期間については、短くして環境の変化に応じて次の改定可能となる状況にしておかないと、自由度が奪われると思います。ただ、上昇率については、こういう経営努力で、これに収めましたという言い方も、やはり水を使われる市民の方、事業者の方に納得性があると思いますので、提案のとおりでいいかなと思います。</p> <p>また、先ほど山下委員がおっしゃった、入るほうと出るほうのミスマッチがある中で、やはり出るほうの経費のところを経営する側としては、経営努力で削減しましたというの、ちょっとここからはズレますけれども、前面に出していくというよ</p>

	うなことがあってもいいかなと思いました。
(佐伯会長)	ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。
(澤栗委員)	唐橋委員がおっしゃったご意見がとても響きました。経営努力で29パーセントで抑えましたというのには、個人として、月々お金をお支払いしているわけですよね。今は2か月に一回にまとめてですけれども、そのときに、これだけ努力をさせていただいて、議会にもかけていただいて、この料金に改定しましたという意味では、なるべく抑えてもらって、3.5年後、そのときに上がったら、また納得できるのです。ただ、先を見越して、少しでも上げておこうと言われると、多分、個人的に家計を預かっているほうとしては、なかなか響かないと個人的には思いますので、そのようにしていただけるとありがたいと思います。
(廣井委員)	廣井です。よろしくお願いします。私は個人的に水道を利用している側としては、やはり安いほうがいいですので事務局さんのおっしゃるとおりの低く抑えているところに賛成だなと思うのですが、今、この物価上昇の中で、県内のほかの水道局も上げていらっしゃったり、県外も電気、水道が上がっているかと思うのですが、水道料金に関しては、この改定率というのは平均改定率みたいな、そういうものがあったりするものなのですか。ほかの県はどうなのかなと。新潟が29パーセントで、それが標準なのかどうなのかわからないなと思います。
(経営管理課長)	今回、提案させていただいている29パーセントは、全国的にもかなり高いほうだと思っています。私ども、改定率の全国平均というのはちょっと手元にはないのですけれども、最近ですと20パーセント前後でしょうかね。それより低いところもありますけれども、というところが結構あります。ただ、県内で十日町市さんが2段階改定、先ほど言いました条例の中でも2段階設定するような形で、最終的に40パーセントというような提案もされているところもあります。
(廣井委員)	ありがとうございました。
(佐伯会長)	ほかに、いかがでしょうか。
(山田(玲)委員)	料金は安いほうがいいというのは分かるのですけれども、結局、今上げないと先々が赤字になるというのが目に見えているわけですよね。上げるのはいいのですけれども、ただ上げるときに、使っているお客さまに説明責任というか、こういう状態だから上げるのですというようなことを分かっていたから上げていただきたいなと思っています。ちょっと調べますと、知らない間に水道料金が上がっていたとあって怒っていらっしゃるような方が他県ですけれども、たくさんいらっしゃる

	<p>ので、上げるときは、こういう状態で、このままではだめですから上げさせていただくというようなことを周知していただきたいなと思っています。</p>
(経営管理課長)	<p>おっしゃるとおりだと思っていますので、この経営審議会の資料や討議結果については、審議会後、準備が整えばできるだけ早めにホームページにすべて公開しています。また、水道局で出している広報紙「水先案内」がありますけれども、これも、秋号で、「料金改定の検討を始めました」ということで記事を載せ、10月・11月のメーターの検針のときに各家庭に一枚ずつすべて配布されていますし、次の冬号は1月・2月に配布されます。これも先回の審議内容、今日の審議内容等を合わせた形で記事として載せて周知したいと思っています。</p>
(山田(玲)委員)	<p>ありがとうございます。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかにいかがでしょうか。</p>
(山下委員)	<p>ほかの委員の方々からは家計への影響を考慮して改定率を低く抑えるべきだというお話が出ていますが、より深刻なのは大口需要家である工場、商業施設、学校などでしょう。ほかの自治体も公共料金を値上げする方向にありますが、先回もお話ししたように、新潟市は下水道も含めた水道料金が比較的高いので、仮に大口需要家が公共料金が高いことを理由に新潟市から撤退することがあれば、マイナスの経済効果がかなりあると思いますので、このことを考慮して改定率を決めていくべきであると考えます。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございます。 ほかに、いかがですか。 小倉委員、いかがですか。</p>
(小倉委員)	<p>委員の皆さんのご意見やご質問を伺って、なるほどなと思っているところなのですけれども、本当に先が読めないことは難しいので、先ほどからご意見出ていますが、事務局の水道局の努力で、ここまで最低限のところまで、こういうものを出しましたというのを前面に出して行って、短い算定期間でまた再検討していくというのがいいのかなと思いました。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。 だいたい皆さんご意見伺ったのですが、ほかに何か追加があれば。 そうしましたら、まとめに入りたいと思いますけれども、大部分の委員の方のご意見としては、将来もなかなか完全に分かるわけではなく、不透明なところもあるので、料金算定期間としては短めのほうが良いであろうということ、かといって</p>

毎年毎年というわけにもいきませんので、3.5年くらいが適当かなというところかと思えます。

そうすると、あとは改定率ということになりますけれども、少し余裕を持って改定したほうがいいというご意見もありましたけれども、各家庭、大口需要家の配慮も含めてギリギリでやりましたよというところで、最低というかギリギリのところでは29パーセントがいいのではないかとご意見が大半を占めたかと思えます。

そうすると、あとは自動的に25億円以上というのは決まるというか、逆に25億円以上で、これが弾かれているという面もありますけれども、そんな形で事務局案に賛成という形かと思うのですけれども、そういう形でもよろしいですか。

あとは個人的な意見だけ言わせていただきたいのですけれども、この事務局案について、特に強い反対があるわけではないのですが、やはり設備が老朽化していますので、先送りするということはないので、業者がいなくかというのには理解しますけれども、更新のほうを今後少しでも、できれば前倒しになるような形でやっていくということも考えていただけると、後々ツケが回らなくていいのかなという。個人的な意見も入っていますので、今回の改定の事務局案について反対ということではありませんけれども、少し中長期的に、そういうことも検討していただけるとありがたいなと思えます。

ということで、経営審議会としての検討結果ということで、私、個人の意見は外していただいて結構ですけれども、事務局案に賛成ということで報告をしたいと思えます。

続きまして、「水道料金算定要領に基づく試算結果」及び「次回の審議予定概要」について担当課より説明をお願いいたします。

(経営管理課長)

それでは、資料1-4をご覧ください。先ほども少し触れておりましたけれども、日本水道協会「水道料金算定要領」に基づく試算結果となります。

算定要領の中では、資料の中にあります総括原価というものを、まず積算するということがあります。それを需要家費、固定費、変動費に分割したものとということになります。今ほどご確認いただきました料金算定期間3.5年、資産維持率は料金改定率の29パーセントをもとに0.93パーセント、資金残高を25億円ということで計算しますと、下の図のような形で結果が出ているということになります。

総括原価の内訳として、そのほとんどが先ほどもありました固定費となります。水道使用量とは関係なく、固定的に必要とされる経費ということになります。

この「需要家費」、「固定費」、「変動費」を「基本料金」として回収する部分と「従量料金」として回収する部分に分割して「水道料金表」を作るということになります。

分割の内容につきましては、次回説明させていただきますので、本日は「水道料金表」を作成するための考え方として、こういうものがあるのだよということでご理解いただければと思います。

	<p>なお、具体的に言いますと、需要家費の部分が基本料金に入ります。変動費の部分が従量料金に入ります。固定費の部分が、経営的に見れば固定費ですので、すべて基本料金にしたいところなのですが、それこそとんでもない料金になりますので、この固定費をどう分割して基本料金と従量料金に分けるかということで、これも何パターンかあります。このパターンを作りまして、パターンごと基本料金いくら、従量料金、従量料金についても水道使用量アップ別にいろいろな料金が出来ますので、大口の方に負担が無いようにですとか、あとは一般家庭に負担が無いようにと、その辺の単価についても、また決めていかなければいけないということで、次回、この辺をご審議いただきたいと思っています。そのための資料ということで確認いただければと思います。</p> <p>続きまして、資料1-5、次回の審議予定概要ということでまとめさせていただいています。開催日時は令和5年12月8日の金曜日、午前9時半からです。会場につきましては本日と同じくこの研修センターとなります。</p> <p>はじめに、今回と同様に本日の審議概要について再確認をいただいたあと、事務局から「水道料金表」の提案をさせていただきたいと考えています。</p> <p>その後、事務局案の「水道料金表」について、ご審議いただいて、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>最後に、次回の審議概要をご確認いただいて終了となります。</p> <p>12月ということで、年末に向けて何かとご多忙な時期かと存じますが、よろしくお願いいたします。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>では、ただいまのご説明について、ご質問等ありますか。</p> <p>それでは続きまして、次期新潟市水道事業経営計画の骨子案について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>(経営管理課長補佐)</p>	<p>経営管理課の大場と申します。私のほうから次期計画の骨子案について説明を差し上げます。資料2と申したのですけれども、私のほうで資料番号をつけていませんでした。この2枚ものの資料でございますが、こちらをご覧くださいと思います。</p> <p>1としまして「次期計画の構成」です。はじめに、「位置づけと計画期間」でございます。次期計画は、「市」と「水道」と書いていますが、「水道」と書かれた緑色の帯があるのですけれども、これの3番目の四角、矢印っぽくなっていますが、白抜き文字で「新潟市水道事業経営計画～マスタープラン2034～」と書かれたものでございます。</p> <p>計画期間につきましては、令和7年度から令和16年度までの10年間、この期間、前期、後期、各5年間ずつの具体的な事業や取組みの内容が書かれています、詳細計画であります実施計画をまた別途策定します。</p> <p>青色囲みの中に、白字で「経営戦略」と「水道事業ビジョン」と記載があるので</p>

すけれども、経営戦略というのは何かというと、実は総務省のほうから策定をなさいと言われていたものです。また、水道事業ビジョンというのは厚生労働省のほうから同じく水道事業者に対して策定をなさいと言われていたものでございまして、今の計画もそうなのですけれども、この計画の中に、総務省が求めている経営戦略、厚生労働省が求めている水道事業ビジョン、双方の内容を入れ込んだものとして策定を進めていくということで考えています。

次に、「基本的な考え方」です。大きく三つ掲げています。一つ目ですが、次期計画は「新潟市水道施設整備長期構想 2020」というものがあるのですが、こちらにおける施設整備構想、あるいは現在策定中のアセットマネジメントにおける財政収支見通し、これらを踏まえ策定するものとしています。したがって、次期計画に記載する事業取組みについては、これらの計画を前提とした内容により策定するものとなります。

二つ目ですが、本市水道事業の理想とする将来像を実現するために、優先的に実施する必要の高い事業、取組みを選定することとします。理想とする将来像とは、次に説明するのですけれども、本市水道事業の基本理念である「すべてのお客さまに信頼される水道」を指すのですけれども、この実現に向けて優先度の高い事業の取組みを選定することといたします。

三つ目ですが、基本計画内に総合目標、重点目標というものを設定しまして、将来像の実現に向け政策、事業・取組みの進捗管理を行ってまいります。

これは「安全」、「強靱」、「持続」という目指すべき方向性ごとに一つの総合目標と、総合目標達成のための複数の重点目標を設定することで、将来像の実現に向けた進捗管理を行っていくということとしたいと思っています。

続きまして、「基本理念と目指す方向性」です。基本理念とは、今ほど申し上げたとおり、新潟水道が目指すべき将来像を示すものでありまして、本市においては今の計画でも同様なのですけれども、「すべてのお客さまに信頼される水道」を目指しているということになっています。

また、目指すべき方向性とは、基本理念の実現に向け、今後の事業運営により着目すべき観点をあらわすもので、本市においては水道事業ビジョン、先ほど厚生労働省が定めなさいと言っていますけれども、その中にも記載が出てくるのですが「安全」、「強靱」、「持続」の三つの観点とします。

「安全」については、安全でおいしい水道水の供給、「強靱」については、強靱な施設・体制による給水の確保、「持続」については、環境の変化に柔軟に対応した健全な事業運営の持続と、こういった方向性をもって事業、取組みを進めることとします。

続きまして、右ページをご覧ください。「課題と主要事業」です。はじめに、「水道事業が有する課題」です。今日も皆さんにご審議をいただいておりますが、最も大きな課題として、真ん中に「料金収入の減少」を掲げています。また、その両脇には「老朽施設の増加」、「災害対策の充実」、左上には「管路更新率の低下」、「企業債

の増加」、左下には「人材の確保と育成」、「官民連携の強化」を掲げました。

これ以外にも、さまざまな課題はあるのですが、こういった課題に対応するために、右側の「事業・取組み」というものを進めていきたいと思っております。その事業・取組みの中の「主要事業」ということで、下に主要事業を記載させていただきました。

一つ目は、「浄配水施設の計画的更新・耐震化」です。浄配水施設とは、ここでは浄水場ですとか配水場など、水を作って水を届ける、水を配る構造的な建物・施設ということ指します。ここには施設の更新・耐震化にあたりまして、基本方針を三つ掲げています。①「浄配水施設の計画的更新」です。施設の信頼性と安全性を維持するため、老朽化した施設を計画的に更新していくということです。②「施設規模の適正化」です。水需要の減少を踏まえまして、現在6か所ある浄水場を将来的には3か所に集約していくなど、施設再編による効率化を目指してまいります。当面は設備等の更新に併せて施設規模の適正化を図っていくということでございます。③「耐震化の推進」です。地震災害等の影響を最小限にとどめるため、耐震化を推進してまいります。

下に移りまして、二つ目に「管路施設の計画的更新・耐震化」です。浄配水施設同様、事業・取組みの推進にあたり、三つの基本方針を定めています。①「基幹管路の更新と耐震化」です。基幹管路とは、口径400ミリ以上の水道管で浄水場や配水場からお客様へ水道水を送る配水管のうち、配水支管へ水を分配する機能を持つ主要な管路のことを言います。事故災害時の漏水による影響が大きい基幹管路の更新と耐震化に注力してまいります。

②「配水支管の更新と耐震化」です。特に地震に対して脆弱で漏水リスクも高い老朽铸铁管（C I P）の更新と耐震化に注力してまいります。③「重要施設向け配水管の耐震化」です。災害対応拠点となる行政機関ですとか救急医療機関への水道水の供給ルートについて耐震化を図ってまいります。これらの詳細について、2枚目の資料で説明をさせていただきます。

浄配水施設及び管路施設の計画的更新・耐震化につきまして、現計画での取組みと、次期計画の予定を取りまとめましたので説明させていただきます。

左側の「浄配水施設の計画的更新・耐震化」です。現計画では、今後の水需要を踏まえ策定しました「新潟市水道施設整備長期構想2020」における整備計画を考慮しまして、一部事業の実施時期を見直し、以下の事業を実施しています。

1ポツ目として、「阿賀野川浄水場施設整備事業」です。こちらについては平成27年度から令和元年度にかけて実施したもので、ポンプ場の築造や受変電設備、自家発電設備などの更新を行いました。

2ポツ目として、「青山浄水場施設整備事業」です。令和3年度から工事が始まり、来年度に終了予定となっているもので、受変電設備、あるいは配水ポンプ設備の更新等を現在行っています。

3ポツ目として、「巻取水場施設整備事業」です。昨年度から工事が始まり、来年

度に終了予定となっているもので、受変電設備や自家発電設備、取水ポンプ設備の更新を行っています。

次に、「次期計画での整備概要」です。先ほど説明した三つの方針に基づきまして、施設規模の適正化と耐震化を図っていきます。令和7年度からの前期計画期間中には西蒲区にあります巻浄水場と東区にある竹尾配水場の整備事業に着手します。

巻浄水場については総額24億円を、竹尾配水場については総額40億円を投入し、各種設備の更新と場内に布設されている連絡管路の更新を行います。また、後期計画期間中には南区の戸頭浄水場と秋葉区の満願寺浄水場の整備事業に着手します。

戸頭浄水場については50億円、満願寺浄水場については30億円を投入し、各種設備の更新と場内に布設されている連絡管路の更新を行うこととしています。

なお、場内連絡管とは、場内にある各施設間をつなぐ管路のことを指しています。例えばろ過池から配水池までをつなぐ管とか、こういったものを指していますが、連絡管の耐震化率は現計画、最終年度である令和6年度において49.8パーセントを見込んでいます。これについて更新を進めることで次期計画最終年度の令和16年度末においては82.4パーセントを見込むという形になっています。

右ページをご覧ください。「管路施設の計画的更新・耐震化」です。現計画では、中心市街地での工事が中心となっているため、夜間作業が非常に多くなっています。また、川の底のさらに下を通したい、あるいはガスや下水道など、他事業埋設管が複数輻輳している箇所等に地下深くトンネルを掘って水道管を布設する、これは推進工法と言いますが、こういった難易度の高い工事が非常に多かったこと。あるいは労務単価や材料費の上昇に伴う工事費の高騰などもあって、当初予定していた計画を一部見直して事業を実施しています。

1ポツ目は、「基幹管路更新事業・配水支管更新事業」です。主に基幹管路更新に投資を集中し事業を進めるとともに、配水支管においては老朽铸铁管（C I P）の更新を優先して実施しています。

2ポツ目は、「大ブロック間相互連絡管整備」です。この事業は、各浄水場間の配水地域との間で連絡管を整備することにより、いざというときにバックアップを可能とする事業で、西蒲区の巻浄水場と南区の戸頭浄水場間、江南区の信濃川浄水場と西区の青山浄水場間、北区内の南浜配水場と内島見配水場間、それぞれの連絡管を現在整備しておりまして、来年度中には当該事業自体が完了する予定となっています。

3ポツ目は、「重要施設向け配水管の耐震化」です。災害や事故発生時において断水を回避し、行政機関や救急医療機関の機能を生かすことを目的に耐震管を布設するもので、来年度末で48機関の耐震化が完了する見込みとなっています。

次期計画では、引き続き老朽化した管路を計画的に耐震管に更新していくとともに、重要施設向け配水管の耐震化を図っていきます。

基幹管路更新事業では、浄水場から各配水場に向けて布設される三つの送水管の更新に着手していきます。東区にある竹尾配水場向け送水管については先行して昨

	<p>年度から施工していますが、75億円を投入し、約9キロの送水管を更新していきます。また、青山浄水場から内野配水場向けの送水管については50億円を投じ、約6.5キロの送水管を更新します。秋葉区の満願寺浄水場から秋葉配水場向けの送水管については19億円を投じ、令和11年度から約6.2キロの送水管を更新します。これらの更新によりまして、送水管の耐震化率は現状の7.7パーセントから35.5パーセントとなり、27.8ポイントの増を見込んでいます。</p> <p>また、重要施設向け配水管の耐震化については、残る9機関の耐震化を予定しています。これにより、市内の行政機関及び救急医療機関全57か所の更新を完了する予定としています。</p> <p>以上、長くなりましたが次期マスタープランの骨子案についての説明を終わります。ご意見やご質問等ありましたらよろしくお願いたします。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご説明について、ご質問等ありますか。</p>
(内山委員)	<p>聞き逃してしまっていたら申し訳ありません。浄配水施設の青山浄水場と巻取水場の令和6年完了予定のこちらの事業は、計画の進捗としては順調なのですか。</p>
(経営管理課長補佐)	<p>計画どおり順調に進んでおります。</p>
(内山委員)	<p>予定どおり、令和6年に終了ということですか。分かりました。ありがとうございます。</p>
(唐橋委員)	<p>1ページ目に、「官民連携の強化」が課題だということで記載されていますが、具体的にはどういう方法なのかということ。また、日本でもヨーロッパで進んでいる民営化について、また宮城県など先行しているところも出てくる中で、民営化に関しての見解や何か研究されていることはあるか。また、今後の方向性など、難しいと思うのですけれども、お考えはありますか。</p>
(経営管理課長補佐)	<p>新潟市水道局として官民連携の強化、今まで官民連携と言いますと、部分的な委託というものを進めてきました。今、総務省あるいは厚生労働省、今度、所管が国土交通省になりますが、ウォーターPPPなど、いろいろ話も出ているのですけれども、まだそこまでの検討は新潟市としてはしていません。民営化についても、基本的にはそこまで考えていることはなくて、従来どおり公設でということ考えているところです。</p> <p>ここで考えている「官民連携の強化」というのは、もう少し効率化を図っていくために何かいい方法はないかなと。あまり具体的なものはないので、D</p>

	<p>Bというものがあつたり、いわゆる設計から施工監督まで一体化して委託をしてしまふみたいな、そういったものがあつたりだとか、そういったものも研究していかなければならないのかなということ考えていました。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>ほかに、いかがですか。</p> <p>よろしいでしょうか。少し時間が早いのですが、予定は終了ということになりますけれども、委員の皆様からご意見、また水道局から報告などはないでしょうか。</p> <p>では、ないようですので、事務局へお返しします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。また、宮田委員、リモートでご出席、どうもありがとうございました。</p> <p>では、令和5年度第5回新潟市水道事業経営審議会を閉会いたします。</p> <p>本日の議事録については、後ほど内容をご確認いただきまして、ホームページに掲載する予定としておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次回、第6回の審議会ですが、12月8日に開催をさせていただきます。引き続き、料金改定についてのご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>長時間にわたりまして、本日は、大変ありがとうございました。</p>